

公契約条例の全国動向について

2021 年度末における公契約条例の現段階

公益社団法人神奈川県地方自治研究センター 研究員 野口 鉄平

はじめに

行政と民間事業者（企業・NPOなど）の間で締結する契約（以下、「公契約」）に関連する条例を制定した自治体は、管見の限りでは、2022年3月末時点で計76を数える。

本稿では、全国の自治体における公契約に関する条例の制定状況および直近1年間の動向、賃金条項の現段階について確認したい^①。

1. 公契約条例と公契約基本条例

本稿では、公契約に関する条例のうち、公契約の下で働く者に支払われるべき賃金の最低額（以下、「下限額」）を規定する条項（以下、「賃金条項」）を含む条例を「公契約条例」、賃金条項を含まず、公契約のあり方を規定した条例を「公契約基本条例」（以下、「基本条例」）と定義する。2022年3月末までに全国各地の自治体で制定された76の条例を分類すると、公契約条例26、基本条例50となっている。

2. 制定条例の傾向分析

公契約に関する条例を制定年別に整理し、制定条例数の推移をみたのが図表1である。2008年に基本条例、2009年に公契約条例が制定されて以降、毎年条例が制定されている。

公契約条例は2011年から2015年にかけて複数の自治体で制定され、近年は基本条例の制定が多くみられる。2021年4月から2022年3月末までの1年間に新たに条例を制定したのは10自治体で、公契約条例2、基本条例8であった。

次に、制定条例を地方別に整理したのが図表2である。中部地方が26条例と最も多く、関東地方21自治体、近畿地方13条例、東北地方9条例と続いている。地方別に条例制定数の違いはあるが、全国各地で制定され、近年は中部地方と関東地方での制定数が多くなっている。公契約条例26条例のうち、約7割にあたる19条例が関東地方で制定されている。基本条例の制定が最も多いのは中部地方で、24条例が制定されている。

都道府県別にみると、愛知県（17条例）、東京都（13条例）、岐阜県、兵庫県（各5条例）、岩手県、神奈川県（各3条例）、青森県、秋田県、埼玉県、千葉県、長野県、三重県、京都府、奈良県、沖縄県（各2条例）、北海道、山形県、福島県、群馬県、石川県、静岡県、滋賀県、和歌山県、広島県、香川県、高知県、福岡県（各1条例）と27都道府県の自治体で条例が制定されている。直近1年間で制定された10自治体は、愛知県6自治体、東京都2自治体、青森県、滋賀県各1自治体であった。

制定条例を自治体区分別に整理すると、都道府県9、政令市3、中核市13、市区48、町3

図表 1 制定条例数の推移

制定年		公契約条例		基本条例	計
2008年			1	山形県	1
2009年	1	野田市			1
2010年	1	川崎市	※1	江戸川区	2
2011年	2	多摩市、相模原市	※1	高知市	3
2012年	3	渋谷区、国分寺市、厚木市			3
2013年	2	足立区、直方市	2	前橋市、秋田市	4
2014年	※5	千代田区、三木市、草加市、高知市、世田谷区	4	長野県、奈良県、四日市市、大和郡山市	9
2015年	4	我孫子市、加西市、加東市、豊橋市	3	岐阜県、岩手県、京都市	7
2016年	1	越谷市	7	大垣市、加賀市、愛知県、丸亀市、尼崎市、旭川市、郡山市	8
2017年	1	目黒区	7	碧南市、湯浅町、花巻市、尾張旭市、由利本荘市、津市、高山市	8
2018年	2	日野市、豊川市	7	向日市、大府市、沖縄県、田原市、北上市、庄原市、丹波篠山市	9
2019年	1	新宿区	2	豊明市、岡崎市	3
2020年	1	杉並区	6	岐阜市、西尾市、東郷町、那覇市、八戸市、長野市	7
2021年	※1	江戸川区	10	静岡県、飛騨市、葛飾区、瀬戸市、おいらせ町、日進市、長久手市、滋賀県、幸田町、豊田市	11
2022年	1	中野区	1	知立市	2
合計	26		※52		※78

※2022年3月現在。高知市、江戸川区は基本条例を制定後、条例改正により公契約条例の内容になった。条例制定を基本条例、条例改正を公契約条例の集計に含めているため、集計上、基本条例の合計は52、全条例の合計は78となる（2022年3月末時点の基本条例の実数は計50、全条例の実数は計76）。

となっている。

条例分類別にみると、公契約条例が政令市2、中核市3、市区21、基本条例が都道府県9、政令市1、中核市10、市区26、町4となっており、都道府県および町村では公契約条例は未だ制定されていない。直近1年間で制定された10自治体は、都道府県1、中核市1、市区6、町2であった。

図表 2 地方別条例制定数

地方	公契約条例	基本条例	計
北海道	0	1	1
東北地方	0	9(2)	9(2)
関東地方	19(4)	2(1)	21(5)
中部地方	2	24(14)	26(14)
近畿地方	3	10(1)	13(2)
中国地方	0	1	1
四国地方	1	1	2
九州地方	1	2(1)	3(1)
合計	26(4)	50(19)	76(23)

※2022年3月末現在。括弧内は直近3年間（2019年以降）の条例制定数。

3. 新規制定条例の概要

(1) 公契約条例

①江戸川区

江戸川区は2010年4月に制定した公共調達基本条例を2021年6月に改正し、条例名称を江戸川区公契約条例に変更した。この改正により、労働報酬下限額を設定し、労働環境等の確認を行うなどの内容が新たに盛り込まれ、契約上の措置としての義務付け、賃金条項、元請けの連帯責任、契約解除条項、三者構成審議会の5要件を満たす公契約条例へと改められた。

同区が条例改正の趣旨に、共生社会やSDGsの理念を挙げている点が注目される。同区は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、「区が目指す『多様性のあるすべての人々が安心して自分らしく暮らせる共生社会』と目標を同じくする」とし、これらの理念を踏まえ、公共調達に係る制度の充実を図り、区の公共調達を持続可能なものにするとしている⁽²⁾。

②中野区

中野区は2022年3月、東京都内で13番目となる公契約条例を制定した。条例の適用範囲は、予定価格1億8000万円以上の工事、同1000万円以上の業務委託、すべての指定管理協定である。同条例は、契約上の措置としての義務付け、賃金条項、元請けの連帯責任、契約解除条項、三者構成審議会の5要件を満たしている。条例は2022年4月1日に施行され、2023年度から条例運用が開始される予定である。

(2) 基本条例

①労働環境の報告

2021年度に基本条例を制定した8自治体のうち、滋賀県を除く7自治体が労働環境に関する報告書を自治体へ提出することを受注者等に求めている。

②審議会等の設置

公契約に関する審議会を設置するのは1自治体（滋賀県）、必要に応じて学識経験者、関係団体の意見を聴取するのは4自治体（瀬戸市、日進市、長久手市、幸田町）、該当する規定を設けていないのは3自治体（おいらせ町、豊田市、知立市）であった。

4. 賃金条項の現段階

公契約条例においては、下限額を設定する規定のほか、それが適用される公契約の範囲、下限額の算定で勘案する基準、必要な手続き、実効性を担保するための措置などが定められる。以下、賃金条項を含む26の公契約条例の傾向と特徴について整理する。

(1) 条例が適用される公契約の範囲

条例が適用される公契約の範囲について、一般に公共工事と業務委託、指定管理が適用対象となっている（図表3）。ただし、すべての事業に下限額が適用されるのではなく、各自治体が設定する一定の予定価格を上回る事業に限って適用されている⁽³⁾。

①公共工事

下限額の適用対象となる公共工事については、最も低い新宿区で2000万円以上、最も高い川崎市で6億円以上に設定され、5000万円以上、1億円以上が各7自治体で設定されている。2022年度から適用範囲が変更されたのは千代田区のみで、1億4000万円以上から1億3000万円以上へと対象が拡大された（2021年度から2025年度まで毎年1000万円ずつ引き下げられ、2025年度には1億円以上となる予定）。

②業務委託

業務委託においては、最も低い高知市で500万円以上、最も高い足立区では9,000万円以上が適用対象となっており、18自治体で1000万円以上に設定されている。日野市はこれまで

図表 3 公契約条例の適用範囲

自治体名	公共工事	業務委託	指定管理
野田市	4,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	○
川崎市	6 億円以上	※ 1,000 万円以上	○
多摩市	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	△
相模原市	1 億円以上	※ 500 万円以上	500 万円以上
渋谷区	1 億円以上	※ 1,000 万円以上	△
国分寺市	9,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	※ 1,000 万円以上
厚木市	1 億円以上	※ 1,000 万円以上	△
足立区	1 億 8,000 万円以上	※ 9,000 万円以上	△
直方市	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	※ 1,000 万円以上
千代田区	1 億 3,000 万円以上	※ 2,800 万円以上	○
三木市	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	1,000 万円以上
草加市	1 億 5,000 万円以上	1,000 万円以上	1,000 万円以上
高知市	1 億 5,000 万円以上	※ 500 万円以上	○
世田谷区	3,000 万円以上	2,000 万円以上	2,000 万円以上
我孫子市	1 億円以上	※ 2,000 万円以上	2,000 万円以上
加西市	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	※ 1,000 万円以上
加東市	1 億円以上	※ 1,000 万円以上	△
豊橋市	1 億 5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	◆ 1,000 万円以上
越谷市	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	1,000 万円以上
目黒区	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	△
日野市	1 億円以上	△	
豊川市	総合評価入札および 1 億円以上	※ 1,000 万円以上	◆ 1,000 万円以上
新宿区	2,000 万円以上	1,000 万円以上	○
杉並区	5,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	○
江戸川区	1 億 8,000 万円以上	4,000 万円以上	○
中野区	1 億 8,000 万円以上	※ 1,000 万円以上	△

※2022 年 4 月 1 日現在（公布年月日順）、自治体ウェブサイトの情報をもとに筆者作成。

※欄内の※印は表記の予定価格を上回る事業のうち、首長等または規則で定めるものにより賃金条項を適用。

※欄内の△印は首長等または規則で定めるものにより賃金条項を適用、◆印は表記の予定価格を上回る公募事業に限り適用。

公共工事のみを適用対象としていたが、2022 年度から一部の業務委託も対象となった。

草加市、世田谷区、新宿区、江戸川区の 4 自治体は一定金額を上回る業務委託すべてを適用対象としているが、それ以外の自治体は一定金額を上回る業務のうち、特定の業務に限り適用対象としている。

下限額の適用対象とする業務を具体的にみると、施設清掃、給食調理、施設警備、受付案内、施設の管理運営、電話交換、廃棄物等収集・運搬、施設の設備機器の運転管理を対象とする自治体が多い。このほか、施設

の設備機器の保守点検、駐車場管理、車両運行、街路樹の維持管理、剪定・雑草・資源物等の処分、廃棄物処理施設の運転管理、草花・樹木管理、給食運搬、人材派遣、データ入力複数の自治体で挙げられ、医療事務、学校用務、相談支援、料金徴収、屋外清掃、コールセンター、外国語指導、食堂、ファミリー・サポート事業、移動図書館、プール開放、体育大会の運営なども対象とされている。

③指定管理

指定管理については、①すべての指定管理協定を対象とする 7 自治体のほか、②一定金額

以上の協定を対象とする6自治体、③金額を問わず、首長等が必要と認める施設のみを対象とする7自治体、④一定金額以上の協定のうち、首長等が必要と認める施設のみを対象とする3自治体、⑤一定金額以上の公募により指定管理者を選定した施設の協定のみを対象とする2自治体がある。

(2) 下限額の算定基準

下限額算定の際に勘案する基準は自治体によって異なり、いかなる基準を採用するかは多くの場合、条例、施行規則のいずれかに明示されている。

公共工事に関しては、すべての自治体で農林水産省および国土交通省が工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（以下、「設計労務単価」）が採用されている。

業務委託および指定管理（以下、「業務委託等」）に関しては、地域別最低賃金（以下、「地域別最賃」）、自治体職員の給与を基準とする自治体が各15と最も多く、生活保護水準、当該業務の標準的賃金が各4自治体、建築保全業務労務単価が3自治体で採用されているほか、その他の公的機関が定める基準などが11自治体で勘案されている。

(3) 下限額の設定

①公共工事

2021年度の下限額をみると、公共工事においては設計労務単価④の77%から92%の金額が設定されている（図表4）。前年度よりも比率を引き上げた自治体は川崎市（91%→92%）、千代田区（88%→90%）の2自治体であった。

②業務委託・指定管理

業務委託等について、業種別・職種別下限額を設定しているのは野田市、多摩市、国分寺市、足立区（指定管理協定のみ）、千代田区の5自治体で、2022年度から業種別・職種別下限額を新たに導入した自治体はなかった。

図表4 公共工事の下限額（2022年度）

下限額水準	自治体名
92%	川崎市
90%	越谷市、草加市、足立区、江戸川区、渋谷区、新宿区、杉並区、千代田区、目黒区、多摩市、国分寺市、相模原市、厚木市、三木市、加西市、加東市
85%	野田市、世田谷区、日野市
80%	我孫子市、豊橋市、高知市、直方市
77%	豊川市

公共工事設計労務単価に対する比率。下線部は2022年度から下限額水準を引き上げた自治体。

上記5自治体の業種別・職種別下限額は図表5のとおりである。いずれの自治体においても新たな業種・職種別への下限額導入はなされていない。

20自治体においては、職種等を問わず同一の金額が適用対象業務の従事労働者に適用されている。具体的にみると、世田谷区 1,170 (+40) 円、渋谷区 1,127 (+5) 円、千代田区 1,104 (+9) 円※、目黒区 1,100 (+20) 円、足立区 1,094 (0) 円※、杉並区 1,093 (+10) 円、相模原市 1,088 (+29) 円、川崎市 1,086 (+30) 円、江戸川区 1,080 (+30) 円、新宿区 1,080 (+30) 円、厚木市 1,075 (+30) 円、多摩市 1,075 (+29) 円※、越谷市 1,009 (+22) 円、草加市 984 (+28) 円、豊橋市 970 (+28) 円、三木市 950 (+10) 円、豊川市 965 (+28) 円、我孫子市 957 (+29) 円、加西市 950 (+30) 円、加東市 950 (+30) 円、直方市 897 (0) 円、高知市 881 (+30) 円となっている（いずれも2022年度、1時間あたり金額、括弧内は前年度比増減額、※は職種別下限額が未設定の職種に適用）。

2021年度の下限額は、コロナ禍の影響で2020年度の地域別最賃がほぼ据え置かれた影響で、下限額は対前年度比で平均2.9円の増額にとどまっていたが、2022年度の下限額は

図表5 業種別・職種別下限額（2022年度）

自治体名	職 種	下限額
野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約 ・ 施設の設備又は機器の保守点検に関する契約 ・ 施設の清掃に関する契約及び保健センター、関宿保健センター及び野田市急病センターの清掃に関する契約 ・ 施設の警備及び駐車場の整理に関する契約（警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務に関するものを除く。） 	<p>1,750 円(+70)</p> <p>1,750 円(+70)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,300 円(+60)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の電話交換、受付及び案内 ・ 事務員補助 ・ プラント保安要員 ・ 中央操作員 ・ 重機オペレータ ・ 計量業務員 ・ プラットホーム作業員 ・ 手選別作業員 ・ 手選別作業員（障がい者等） ・ 清掃作業員 ・ 除草作業員 ・ 給食調理員 ・ 給食配膳員 ・ 給食配送員（運搬員） ・ 給食設備管理員 	<p>1,051 円(+19)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,750 円(+90)</p> <p>1,750 円(+90)</p> <p>1,750 円(+90)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,300 円(+40)</p> <p>1,018 円(+30)</p> <p>地域別最賃額</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,011 円(+30)</p> <p>1,051 円 (0)</p> <p>1,750 円(+70)</p>
多摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理業務 ・ 施設の樹木管理業務 ・ 法面維持管理業務 ・ 街路樹の維持管理業務（街路樹等の補助作業員を除く） ・ 下水道管渠清掃等業務（補助作業員を除く）（下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務） ・ 可燃物等の収集運搬業務 ・ 学校給食センター調理等業務委託 ・ 学校給食配送業務委託 ・ 学校給食配膳業務委託 ・ 上記以外の業務・指定管理協定 	<p>1,075 円(+22)</p> <p>1,075 円(+22)</p> <p>1,075 円(+22)</p> <p>1,082 円(+22)</p> <p>1,328 円 (0)</p> <p>1,083 円(+10)</p> <p>1,090 円(+10)</p> <p>1,090 円(+10)</p> <p>1,075 円(+25)</p> <p>1,075 円(+29)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設備若しくは機器の運転又はそれらの管理に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の保守点検 ・ 施設・設備の管理（運転等） ・ 施設の管理（受付等（電話交換・自転車駐車場管理含む）） 施設の清掃に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の清掃 資源物等の収集及び運搬に関する契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集・運搬 	<p>1,075 円(+28)</p> <p>1,064 円(+28)</p> <p>1,064 円(+28)</p> <p>1,064 円(+28)</p> <p>1,064 円(+28)</p>
足立区	公契約条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る下限額	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有資格者の保育士 ・ 有資格者の保育士以外の職種 	<p>1,194 円 (0)</p> <p>1,094 円 (0)</p>
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員 ・ 保全管理員 ・ 清掃員 ・ 介護職 ・ 栄養士 ・ 保健師・看護師 ・ 上記以外 	<p>1,463 円(+99)</p> <p>1,969 円(+143)</p> <p>1,122 円 (+9)</p> <p>1,122 円(+18)</p> <p>1,440 円 (+9)</p> <p>1,478 円 (+7)</p> <p>1,104 円 (+9)</p>

※括弧書きは前年度比の増減額。

2021年度の地域別最賃が全国加重平均で28円(3.1%)引き上げられたことなどを受けて平均22.6円の増額となった。最も増加したのは世田谷区の40円増で、30～39円以上の増額が7自治体、20～29円の増額が8自治体、10～19円の増額が2自治体、1～9円の増額が2自治体、据え置きが2自治体であった。

下限額の増減率平均の推移をみると、2012年+0.7%、2013年+0.4%、2014年+0.6%、2015年+1.3%、2016年+1.3%、2017年+2.7%、2018年+2.9%、2019年+2.7%、2020年+3.4%、2021年+0.3%、2022年+2.2%で推移しており、2022年の増加率は2%台に回復した。

2022年度の下限額を当該地域における地域別最賃(2021年10月改定)と比較すると、最も開きがあったのは世田谷区の129円で、渋谷区86円、高知市61円、目黒区59円、越谷市、足立区各53円、杉並区52円と、7自治体で50円以上の開きがあった(図表6)。一方、25円以下の開きしかない自治体は6自治体で、かりに年3%の地域別最賃の引き上げがなされた場合、これらの自治体においては下限額の改定までの間、地域別最賃が下限額となることが見込まれる。

5. 公契約改革と持続可能性

2015年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)への関心が急速に高まり、公共・民間セクターの双方で取り組みが活発化している。自治体の入札・契約においても、民間事業者のSDGsの取り組みを促進させるべく、入札参加資格の審査や総合評価入札の評価項目で加点評価するなどの取り組みがみられる⁶⁾。そもそも、公契約条例やそれに基づく入札・契約制度改革(以下、「公契約改革」)の取り組み自体が、公共サービス供給や地域社会・経済の持続可能性の向上に通ず

図表6 業務委託の下限額と地域別最低賃金の比較

自治体名	下限額	最賃	最賃比
世田谷区	1,170(+40)	1,041	+129
渋谷区	1,127 (+5)	1,041	+86
高知市	881(+30)	820	+61
目黒区	1,100(+20)	1,041	+59
越谷市	1,009(+22)	956	+53
足立区	1,094 (0)	1,041	+53
杉並区	1,093(+10)	1,041	+52
相模原市	1,088(+29)	1,040	+48
川崎市	1,086(+30)	1,040	+46
新宿区	1,080(+30)	1,041	+39
江戸川区	1,080(+30)	1,041	+39
厚木市	1,075(+30)	1,040	+35
多摩市	1,075(+29)	1,041	+34
日野市	1,075 (-)	1041	+34
草加市	984(+28)	956	+28
直方市	897 (0)	870	+27
加東市	950(+30)	928	+22
加西市	950(+30)	928	+22
三木市	950(+10)	928	+22
豊橋市	970(+28)	955	+15
豊川市	965(+28)	955	+10
我孫子市	957(+29)	953	+4

単位：円。下限額は2022年4月、地域別最低賃金は2021年10月改定後のもの。括弧内は前年比。

るものであり、自治体におけるSDGs推進のツールとして再評価される必要があるように思われる。そこで、公共サービス供給や地域社会・経済の持続可能性を高めていくという観点から、公契約改革を捉えなおしてみたい。

公契約改革とその目的は何か、改めて確認すると、①入札改革を通じた地域の発展に寄与する健全な事業者の選定、②契約の適正化を通じた公共サービスの安定供給および質の向上、③賃金・労働条項に基づく労働者の賃金・労働環境の確保、などを通じて、持続可能な公共サービス供給を実現し、地域社会・経済の発展をめざすものである。

これらを実現していく上で欠かせないのが公労使の理解と協力である。公契約に関する

審議会の議事録をたどると、三者間の協議を通じて、課題認識を共有した上で、その課題をどう乗り越えるか、互いに知恵を出し合う姿がみえてくる。

たとえば、公契約条例の適用対象がごく限られており、対象の拡大が必要との問題提起がなされたケースでは、事業者や行政の事務負担が課題との認識が示され、事務負担の軽減と実効性の確保をいかに両立させるかについて議論が交わされていた。このように、公契約改革は、取り組みを検証・評価し、効果、コスト、実効性確保のバランスを探る地道な取り組みの積み重ねの上に成り立っているのである。公労使の継続的かつ建設的な対話と協議が必要とされる理由はそこにある。

では、2021年度に開催された公契約に関する審議会での議論を手がかりに、建設的議論に向けたいくつかの論点を提示したい。

第一に、昨今の資材や物価上昇に対する的確な対応が求められる。資材費の上昇を的確に予定価格へ反映させ、下限額の設定では物価上昇に伴う労働者の生計費への影響を考慮する必要がある。

第二に、事務負担の軽減と実効性の確保を図りつつ、条例の適用対象を拡大していくことである。複数の自治体で賃金台帳の作成に係る事業者の事務負担が課題に挙げられ、台帳の入力効率化のほか、契約上で実効性を確保し事務量を抑制する、賃金台帳からチェックシート方式の労働環境報告書に改めるなどの意見がみられた。

第三に、下限額の設定をめぐる論点として、地域別最賃が引き上げられる一方、自治体職員給与が据え置かれた場合の対応や未熟練労働者の下限額の算定基準および金額などが挙げられる。

第四に、労働者に対する条例および下限額の周知である。一部の自治体では、全対象労働者に周知カードを配布している。対象労働

者が自らの賃金と下限額を照合するには、賞与や割増賃金など、下限額に含まれない手当等を差し引いた上、1時間あたりの賃金を計算する必要がある。下限額を上回っているか容易に確認できるよう、工夫が求められる。

こうした課題の一つひとつ向き合い、公労使間で議論と実践を積み重ねていくことが持続可能な公共サービス供給を実現させ、地域社会・経済の持続可能性の向上につながっていくのである。

【注】

- (1) 2021年度末時点における公契約条例の全国動向については、拙稿（「公契約条例の全国動向について—2021年度末時点における賃金条項の現段階」『自治研かながわ月報』2021年6月号、p.17-24）を参照。
- (2) 江戸川区「江戸川区公共調達基本条例（公契約条例）改正の骨子」（2021年5月）
- (3) 公契約条例適用事業数をみると、たとえば、野田市の場合、2017年度は94件（工事35件、業務委託22件、指定管理37件）、2018年度79件（工事20件、業務委託22件、指定管理37件）、2019年度76件（工事19件、業務委託21件、指定管理36件）、2020年度77件（工事21件、業務委託22件、指定管理34件）に条例が適用されている（2021年度第1回公契約審議会資料）。
- (4) 設計労務単価は10年連続で引き上げられており、全51職種の全国加重平均値は2021年度21,084円（昨年度比2.5%、2012年度比57.4%の伸び）となっている。
- (5) 自治体の入札・契約におけるSDGsの取り組み事例として、入札参加資格審査でSDGs登録・認証制度の認証取得事業者に加点（川崎市）、SDGs推進企業登録事業者を加点（長野県）、社会的価値の実現に関する入札等の評価項目ごとに関連するSDGsの目標を明示（愛知県）、など。